

「関係法規」第10回社会保障法①(190頁～)

1 社会保険の概要

社会保障

保健、医療、社会福祉、所得、労災・雇用、公衆衛生などの分野において、国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付（人員の配置、組織の設置、費用負担など）を行うこと。

憲法25条（生存権）を基本理念とする。

* 第2回レジュメも参照

社会保険

社会保障の一つ。疾病、介護、失業、労働災害などに対して、費用の面で現金給付または現物給付によって負担軽減や生活の保障を目的とする公的な強制保険の制度のこと。

1・1 社会保険の内容

【 _____ 】

⇒疾病や負傷など医療の費用を保障する制度

根拠法：健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律

【 _____ 】

⇒老後の生活を保障するための制度

根拠法：国民年金法、厚生年金保険法

【 _____ 】

⇒労働者が失業した場合に生活を保障する制度。失業保険法に代わって施行

根拠法：雇用保険法

【 _____ 】

⇒労働者災害補償保険制度のこと。業務上の負傷・疾病・死亡に対して保険給付を行う制度

根拠法：労働者災害補償保険法

【 _____ 】

⇒介護にかかる費用を保障する制度

根拠法：介護保険法

2 医療保険制度

2・1 医療保険制度の概要

- ・ _____ …保険料を徴収する者のこと（医療保険を運営する側）
- ・ _____ …保険の加入者のこと（医療保険を利用する側）

* 国民皆保険…すべての国民が何らかの公的医療保険に加入していること。

* 国民皆年金…20歳以上60歳未満のすべての国民が何らかの公的年金に加入していること。

医療保険の種類

制度名	被保険者	保険者	自己負担
() * 健康保険法	従業員_____の 企業等の雇用者	_____	_____割 但し就学前の児童 は2割
() * 健康保険法	従業員_____の 企業等の雇用者	_____	
船員保険 * 船員保険法	船員	全国健康保険協会	
共済保険 * 各共済組合法	国家/地方公務員、私立学 校教職員	共済組合	
_____、 * 国民健康保険法	_____、 農家、フリーター、無職、 被用者保険退職者等	_____、 _____、 _____	_____割 但し就学前の児童 は2割
_____の * 高齢者医療確保法	_____の高齢者、 65～74 歳で障害がある と認定された人	_____、 _____、 ()	_____割 * 例外あり

* 2018 年度から国保の保険者に都道府県が加わった。都道府県は国保の財政運営を担当。

* 70～74 歳の高齢者の自己負担は 2 割。ただし、現役並み所得者（一人世帯 383 万円以上、二人世帯 520 万以上）は 3 割負担。

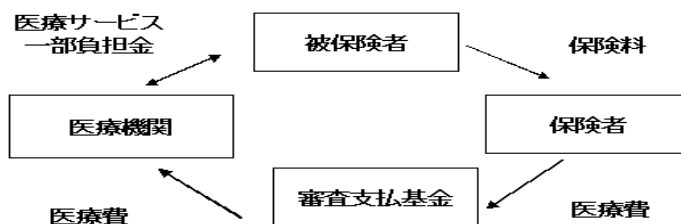
* 後期高齢者で現役並み所得者（一人世帯 383 万円以上、二人世帯 520 万以上）は 3 割負担。2022 年 10 月から一人世帯 200 万以上、二人世帯 320 万以上の所得者は 2 割負担（2021 年 6 月改正）。

* 被用者保険：被用者（雇われている人）への保険の総称。職域ごとに加入先が異なるので職域保険ともいう。

地域保健：居住する地域ごとに加入する国保、後期高齢者医療制度のこと。

2・2 医療保険の仕組み

医療保険の仕組み



→当該年度における医療機関などでの保険診療の対象となる傷病の治療に要した費用。

年度	国民医療費	前年度比増減	人口一人当たり
H28 (2016) 年度	42 兆 1,381 億円	0.5%減	33 万 2,000 円
H29 (2017) 年度	43 兆 710 億円	2.4%増	33 万 9,900 円
H30 (2018) 年度	43 兆 3,949 億円	0.8%増	34 万 3,200 円

財源

H29 年度：保険料約 21.2 兆円＋公費約 16.5 兆＋その他（患者負担）約 5.2 兆円

H30 年度：保険料約 21.4 兆円＋公費約 16.5 兆＋その他（患者負担）約 5.4 兆円

2・3 医療保険給付の種類

2・3・1 給付

1、現物給付

3割負担で医療サービスそのものを給付（診察や、治療、訪問看護など）

2、現金給付：_____

- _____
- ・休業1日につき標準報酬日額の2/3を支給。
 - ・国保以外の健康保険にある制度。
 - ・国保では、傷病手当金支給の有無を市町村の判断に任せているが、ほとんどの市町村で支給されていない。しかし、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いにより仕事を休んだ人には支給されることになった。

- _____
- ・休業1日につき標準報酬日額の2/3を支給。
 - ・健康保険、共済、船員のみ、国保なし。
 - ・支給期間（下の期間で、会社を休み給与の支払いがなかった期間）
健康保険、共済：出産予定日前42日～産後56日
船員：妊娠判明～産後56日

- _____
- ・法定給付42万円。
 - ・健康保険、共済（出産費）、船員、国保あり。
 - ・妊娠・出産（正常分娩）は疾病ではないので保険適用外となり原則自己負担となる。

・埋葬料—5万円

・高額療養費

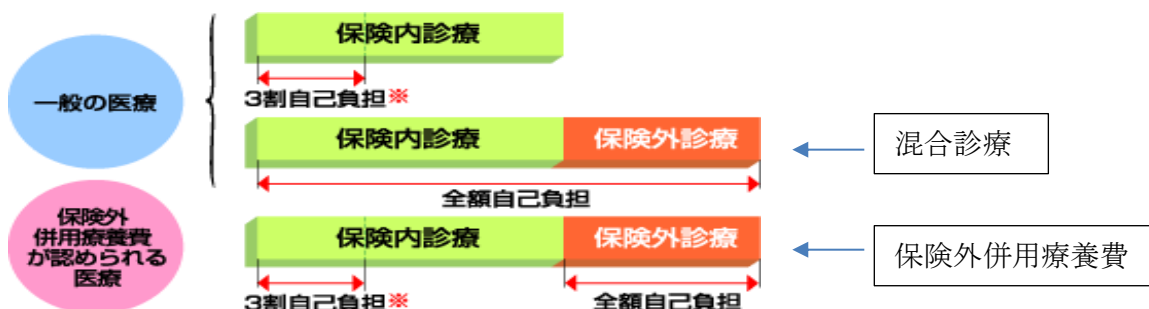
重い病気などで長期入院したり、治療が長引く場合には、医療費の自己負担額が高額となる場合がある。そのため家計の負担を軽減できるように、一定の金額（自己負担限度額）を超えた部分が払い戻される。年齢制限なし。

・混合診療の禁止

保険適用の療養と自由診療（保険適用外の自己負担による療養）の併用は不可。
⇒医療保険に定められた療養内容に、医療保険適用外の別な治療法を1つでも加えると、全額自己負担しなければならない。

・保険外併用療養費

高度先進医療、選定療養（特別の療養環境）など、国が対象をあらかじめ定めたものは、公的医療保険と自己負担の併用が認められる。これを利用できる場合は、通常の療養の給付に相当する費用には保険が適用され、先進医療や差額ベッド代に係る部分は自己負担となる。



2・3・2 医療費決定の仕組み

<医療費の支払い方法>

- ・出来高払い（中心的）
個々の医療サービス（診察、手術、注射、エックス線検査など）について、それぞれ診療報酬単価が定められ、その合計として医療費が決定される。
- ・定額払い
慢性期の患者さんを中心とする療養病棟では1カ月当たり決まった金額を病院に支払う。

< >

- ・保険診療の際に医療行為等について計算される報酬の対価。診療報酬点数表に基づいて計算され、点数で表現される。
 - ・保険診療機関は実施した診療内容等にもとづき、診療報酬明細書を作成し公的医療保険を請求する。
 - ・診療報酬単価は、厚生労働大臣の諮問機関である_____（中医協）が決定する。中医協は、公益委員、支払側（保険者）、医療側の各代表からなる。ほぼ_____年に_____度改定。
- *公益委員は、国会で任命され、日程・議題の調整、診療報酬の現状を調査する。大学教授が多。